

広島県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和五年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション の 訪問看護ステーション a m a 寺家駅前 e l	東広島市黒瀬切田が丘一丁目二九 番九号 東広島市寺家駅前二三番地一五号	令和四年一〇月一日 令和四年二月一日